

香芝市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月10日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第14号

香芝市体育施設条例の一部を改正する条例

香芝市体育施設条例（平成21年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条、第13条関係）

1 香芝市総合体育館の使用料

区分			9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00
本館	全面使用	夏期	円 5,400	円 5,400	円 5,400	円 5,400	円 7,500	円 7,500
		夏期以外	3,000	3,000	3,000	3,000	4,200	4,200
	2分の1 使用（床 面積の3 分の1以 上2分の 1未満の 部分）	夏期	2,700	2,700	2,700	2,700	3,700	3,700
		夏期以外	1,500	1,500	1,500	1,500	2,100	2,100
	3分の1 使用（床 面積の6 分の1以 上3分の 1未満の 部分）	夏期	1,800	1,800	1,800	1,800	2,500	2,500
		夏期以外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400
	6分の1 使用（床 面積の6 分の1未 満の部分 ）	夏期	900	900	900	900	1,200	1,200
		夏期以外	500	500	500	500	700	700
	サブ 館	全面使用	700	700	700	700	900	900
		2分の1使用（床 面積の2分の1未 満の部分）	350	350	350	350	450	450

トレーニング室	1人1回につき150円					
第1会議室	300	300	300	300	350	350
第2会議室	450	450	450	450	550	550
第3会議室	150	150	150	150	150	150
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「夏期」とは、7月1日から9月30日までをいう。 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額（入場料等を徴収する日が夏期に該当する場合は、夏期区分の使用料の額に、夏期以外区分の使用料の4倍に相当する額を加算して得た額）を徴収するものとする。この場合において、備考5の規定は適用しない。 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。 <ol style="list-style-type: none"> 入場料を徴収する場合 商品等を展示又は販売する場合 その他これらに準ずる場合 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分（トレーニング室を除く。）の2倍に相当する額（使用する日が夏期に該当する場合は、夏期区分の使用料の額に、夏期以外区分の使用料の額を加算して得た額）とする。 						

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可した体育施設の利用に係る使用料について適用し、施行日前に許可した体育施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。